

資料5 交通安全協会が所有する運転免許試験用自動車に係る減免

1 減免の対象となる自動車

交通安全協会が所有し、専ら＜運転免許試験＞の用に供する自動車

2 申請に必要な書類

提出書類	説明
自動車税減免申請書(その3)	
自動車検査証の写し	有効期間内であること 車体の形状が【教習車】となっていること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
自動車の用途を証明する証明書	沖縄県警察本部発行のもの

3 申請期限

	申請期限	減免できる 税目
新規登録による取得	登録の日	自動車税
移転登録による取得 (前納税義務者が非課税団体の場合に限り)		
従来から所有している 自動車	納期限の7日前まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日～5月24日※まで ※5月24日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※毎年度申請が必要です。

※不備があると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。(例:申請書の記入もれ、添付書類の不足)

～手続きのお問い合わせ先～

〒901-2506 浦添市港川500番地の10

沖縄県自動車税事務所 課税班

(TEL)098-879-1627 (FAX)098-879-1630

[運転免許試験車]